

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年2月10日 開会

令和4年2月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年2月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆

欠席委員

19番 松 永 孝 男

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠 藤 光 浩	5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		
農業政策課 主査	茅 根 将 騎		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の期間中でありますので、本日は、農業委員会総会は通常どおり行われますけど、農地利用最適化推進会議は事務局からの説明のみとさせていただきます。委員の皆様からの報告は省略させていただきます。なお、質疑等があれば伺うこととし、休憩なしで進めさせていただきます。

それでは、会議に入る前に、19番、松永孝男委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもつ

て招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、8番 石川邦彦委員、9番 佐野公洋委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、8番 石川邦彦委員、9番 佐野公洋委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第8号から議第16号です。

初めに、報第8号から報第13号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年12月21日から令和4年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第8号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が9件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第8号から報第13号まで報告済みといたします。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の12ページを御覧ください。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は小泉で、村山第3区区民館の西に位置する農地です。受人、小泉の■■■■さんと渡人、村山の■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。受人は隣の農地の所有者であり、申請地は自宅から50メートル程度の距離になります。現在、口約束で同地を耕作しており、受人は現在54歳、耕作面積は許可後1万3,286平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は杉田で、富士脳障害研究所附属病院の南に位置する農地です。受人、杉田の■■■■さんと、渡人、弓沢町の■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。受人は市内で農地を持っていませんが、富士市でお茶を中心に営農しております。自己消費のための野菜の栽培を行いたいとのことから当地を見つけ、売買するに至りました。受人は現在73歳、耕作面積は許可後1万2,851平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は外神で、江柏集会所の北西に位置する農地です。受人、外神の■■■■さんと渡人、静岡市清水区の■■■■さん、外神の■■■■さん、及び外神の■■■■さんとの売買契約で、ニンニクを栽培する計画です。受人の知人を通して渡人が売渡しを要望し、売買することとなっ

たものです。受人は現在82歳、耕作面積は許可後1万5,394平方メートル、稼働人員は8名です。

第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、大石寺下水処理場の北に位置する農地です。受人、馬見塚の■■■■さんと、渡人、馬見塚の■■■■さんとの売買契約で、栗や梅を栽培する計画です。受人は隣地の農地の所有者であり、渡人が高齢のため農地の管理が難しく、売買することとなったものです。受人は現在63歳、耕作面積は許可後6,577.77平方メートル、稼働人員は3名です。

以上、第1項から第4項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

差し替えとなっております議案の14ページを御覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求めます。

当市では、農地法第3条許可申請に関する下限面積要件を市内全域3,000平方メートルとしているところですが、遊休農地を利用して新規就農をする場合に下限面積を1アールに緩和する制度を昨年4月から開始しております。

本案件については、当制度を利用した別段面積の設定及び区域の指定について、決定の可否を審議していただくものとなります。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は山宮で、株式会社富士山ポーターリーGPセンターの東に位置する農地です。申請者は富士市中野の■■■■さんで、土地所有者は山宮の■■■■さんです。申請農地の面積は917平方メートルで、白地になります。申請地及び周辺農地は、草木が繁茂しないよう管理はしておりますが、現在不耕作地となっており、一団の農地についても遊休農地が一定程度以上あります。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について説明いたします。

令和4年2月4日、午前9時30分、私と望月会長、松永委員、望月最適化推進委員、事務局2名と共に申請地で現地調査を行いました。申請地は、現在、草木を刈っておりますが、現に耕作されておらず遊休地となっており、以前に苦情があった一団の農地内にある農地でした。また、周辺農地についても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであると思われ、問題ありません。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの上程議案につきまして、今、担当委員から話がありましたけど、これは昨年、事務局から話がありましたけど、農業委員会の総会で決定しました案件でございます、ちょうど1件目のものがございます。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の15ページを御覧ください。

先に議案の訂正をお願いします。第3項の所在地、「原■■■■」、及び第4項の所在地、「原■■■■」について、それぞれ「の内」の記載が漏れていました。正しくは、第3項が「原■■■■の内」、及び第4項が「原■■■■の内」になります。訂正をお願いいたします。

議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑259平方メートルで、山宮の■■■■さんが分家住宅を建築しようとするものです。申請人は、現在本家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり住宅建築を検討したところ、相続にて取得した本申請地を使用できることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は山宮小の北東約300メートルに位置し、農用地から除外された小集団の生産

性の低い第2種農地に該当します。周囲は東を道路、北を宅地、西と南を農地に接しますが、自己所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。本家及び自身が所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、田281平方メートルで、下条の■■■■さんが農家住宅敷地の拡張をしようとするものです。申請人は、下条字横道周辺で約80アールの農地を耕作する農業者であり、経営規模拡大につき、作業スペースや農機具倉庫の設置を検討したところ、自宅敷地に隣接する本申請地を住宅敷地として一体利用することとなったため、申請に及んだとのことです。申請地は妙蓮寺の南約150メートルに位置し、農用地から除外された小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は西と南を道路、北を宅地、東を農地に接しますが、自己所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。自己所有地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定をしており、問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び第4項は同一申請人のため一括して説明します。航空写真は8ページ及び9ページを御覧ください。

第3項申請地は原■■■■の内、畑5.90平方メートルで、白糸出張所の南西約150メートルに位置する農用地区域内の農地です。第4項申請地は原■■■■の内、畑7.12平方メートルで、白糸保育園の東約200メートルに位置する農用地区域内の農地です。当該申請地について、東京都江戸川区の■■■■さんが営農型太陽光発電設備に一時転用しているものについて、転用期間の更新をしようとするものです。申請人は、3年前の平成31年2月に一時転用許可を得て発電事業を行ってきました。今回、その期間が終了することから、1年間の期間で更新するため申請に及んだものです。申請人の住民票は東京都にありますが、居住地は市内であり、申請地を耕作管理しています。3年間の営農状況につきましては、1年目は、新型コロナウイルスの影響で資材が入手できず工期が遅れたことにより、設備設置に至らず草刈り管理のみ、2年目・3年目には、設備は設置したものの、当初予定していた高知県の法人による万次郎カボチャの栽培指導について、県をまたぐ移動の制限等により受けることができず、草刈り、耕うん、種の植付け等、肥培管理は行ったものの、結実せず、収穫に至らなかったとのこと。制度上は、著しい単収の減少、品質の劣化が見られた場合など、営農の適切な継続が確保されないと判断された場合には、原則更新できないこととなっておりますが、営農型発電設備の設置が原因とはいえない、やむを得ない事情により、単収の減少等がある場合には、その事情やその期間における営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとされております。今回収穫ができなかったことの原因としては、コロナ禍で発電設備の設置工事が遅延したことや、予定していた営農指導を受けられなかったことによる影響が大きく、申請人の故意・過失によるものではないと判断いたしました。また、申請人自らが責任を持って今後耕作をする意欲があること、栽培技術、経験のある法人による営農指導や技術サポートを適宜受けられる見込みがあること、改善が認められなかった場合の撤去に係る費用が確保されていること等、以上の事情や状況を勘案し、具体的な営農スケジュールを提示させた上で転用期間を1年間として許可をすることが相当であると判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び4項につきまして、担当委員の調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第3項・4項は同一人のため、一括して報告をいたします。

2月7日、午後、申請人、施工業者、事務局3名、私、6名で現地確認をいたしました。3項・4項は、平成31年に許可を受け、今回更新となり再提出されました。内容は事務局の報告のとおりであります。設備設置後、申請人が病気になりまして治療のため住所のほうは東京に移したと、ですけども、家族はまだ白糸にいますので、管理は十分していけるとおもいます。それから、施工業者に管理委託をしておりましたが、新型コロナがやっぱり発生いたしまして、県外移動ができないということで、現在はオミクロンも出ている関係で、大変厳しい状況となっております。以前はカボチャの植付けもできない状態でありましたが、現地を確認した際には、耕うん機でちやんとかき回して、次に備えてありました。

再提出に当たり、現状及び営農計画にも変更なく、周囲に与える影響もなく、申請のとおりであり、問題もありませんので、審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第9号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページを御覧ください。

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は星山■■■■、畑18平方メートルで、西山の■■■■さんが売買により権利取得し、駐車場一台に転用しようとするものです。申請人は隣接する宅地及び家屋を購入予定ですが、駐車スペースがないため本申請地を利用したく、申請に及んだとのこと。申請地は星山浄化センターの北約500メートルに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は東を道路、北を宅地、西と南を山林に接し、周辺に農地はないため、影響はないと思われ。使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定して

おり、選定理由は問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は沼久保■■■■、田292平方メートルで、淀川町の■■■■さん、■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在借家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地はJR沼久保駅の北東約200メートルに位置し、農用地から除外された鉄道の駅等公益的施設の整備状況の程度が一定以上に達している区域にある第3種農地に該当します。周囲は西を道路、北を宅地、東と南を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、畑ほか1筆、計248平方メートルで、淀平町の■■■■さん、■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在借家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は富士宮警察署宮原交番の西約600メートルに位置し、農用地から除外された市街地近傍の区域にある第2種農地に該当します。周囲は東と南を道路、西を宅地、北を農地に接しますが、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。また、本申請地は外神畑総土地改良区の受益地ですが、支障なしとの意見書が出ています。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑292平方メートルで、北山の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在本家に住んでおりますが、結婚に伴い住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は北山出張所の東約500メートルに位置し、農用地から除外された公益的施設等の整備状況から見て、今後市街化が見込まれる区域にある第2種農地に該当します。周囲を南を道路、西を宅地、北と東を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第5項及び第6項は同一申請人のため、一括して説明いたします。航空写真は14ページを御覧ください。

第5項申請地は根原■■■■、畑ほか1筆、計2,541平方メートル、第6項申請地は根原■■■■、畑395平方メートルで、根原の株式会社■■■■が使用貸借により権利設定し、農業用施設を建築しようとするものです。申請人は酪農業を営む法人で、今般経営規模拡大に伴い子牛用牛舎1棟の建設及び休憩用コンテナハウス4棟の設置を検討したところ、安全性・利便性

から見て、既存の施設に隣接する本申請地が適地であると判断し、申請に及んだとのこと。申請地は富士バイオテック株式会社の西約300メートルに位置する農用区域内の農業用施設用地です。全体計画面積は2,995平方メートル、切土・盛土等土地の形質変更は行わない計画で、周辺には農地が存在しますが、申請人の管理地であり、影響は軽微であると思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、5項及び6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

17番 植竹 繁委員

ただいま審議中の5項・6項について説明をいたします。

2月3日、現地にて事務局2名、農場長、代理人、農業委員2名で調査をしました。今、事務局の説明どおりであります。この図面を見てもらうと分かるんですけども、5項申請地の南側が今砂利敷になっているものですから、これ事務局からも指摘をされましたんですけども、今後は、ここを農地らしくちゃんとしてくださいというのが、この許可の4人の意見でしたので、ぜひ事務局も監視するんじゃないんですけど、よく見て、今後もぜひ農地らしくしてくださいということをお願いしてください。よろしくをお願いします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の19ページを御覧ください。

議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑6,372平方メートルで、富士市の株式会社■■■■が売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は不動産業及び土木建設業を営む法人

で、近年の建設資材の価格高騰や供給遅延により、土木・建設工事について計画どおり事業を遂行する上で、相当数量のストックが必要となり、資材置場の設置を検討しておりました。本申請地については、国道139号線の上井出インターチェンジから近く利便性に優れること、一定規模以上の面積が確保でき、接道も広く、大型トラック等の乗り入れが容易であること等の要件を満たすことから適地と判断し、今般申請に及んだものです。申請地は中山間地域にある小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、周囲を道路と原野に接しますが、境界には緑地と見切りフェンスを施工する計画のため、周辺環境への影響は軽微であると思われれます。申請地内には、建設用重機3台、運搬車両用駐車スペース5台、採石や二次製品、型枠等を置く計画で、転用面積は過大ではなく、また他に代替できる土地はありません。富士宮市土地利用事業の承認については、現在担当課にて申請を受け付け、2月21日の協議を予定しているとのこと。他法令については、適宜届出や協議を進めており、特に切土・盛土については、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可を要するため、担当課において協議中であることを確認しております。雨水排水については、自然浸透及び調整池から県道側溝へ排出する計画です。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

6番 佐野 正委員

ただいま審議中の1項につきまして調査報告を行います。

2月7日、現地において、双方の代理人、事務局3名、会長の望月さんと私で調査を行いました。申請地は南側に道路、また、周辺は原野に囲まれており、農地に接するところはありません。ただいま詳細は事務局のほうより説明があり、申請書も問題はありませぬので、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

なお、本案件は2月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

次に、議第12号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

本日配布した差し替え議案の20ページ及び21ページを御覧ください。

議第12号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真の16ページ、17ページをご覧ください。

申請地は星山■■■■、畑1,749平方メートルほか1筆、計1,778平方メートルで、星山1区区民館の南に位置する農地です。昭和46年月日不詳ですが、申請者の先代が傾斜がきつく岩が多い箇所があり耕作困難により雑木が植生し、現在に至ったものです。10年以上前から現状が確認されており、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真、同じく16ページ及び17ページ拡大図を御覧ください。

申請地は星山■■■■、畑35平方メートルほか2筆、計107平方メートルで、第1項に隣接する農地です。昭和46年月日不詳ですが、申請者の先代が住宅及び倉庫を建設、一体利用し、現在に至ったものです。都市計画法上は線引き前宅地で非農地証明に問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、田168平方メートルで、大石寺の西に位置する農地です。昭和58年10月24日、申請者の先代が取得しましたが、不整形地で耕作不向きにより森林原野化し、現在に至ったものです。周囲も森林化しており復元は難しく、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真、同じく18ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、畑92平方メートルで、大石寺の西に位置する農地です。平成3年10月3日、先代より相続しましたが、土地が狭小な上、周辺が山林に囲まれ日当たりが悪く耕作不向きにより原野化し、現在に至ったものです。復元は難しく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第5項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は猪之頭■■■■、畑143平方メートルほか2筆、計726平方メートルで、井之頭小学校の北に位置する農地です。昭和42年月日不詳、申請者の先代がお茶の作業場及び倉庫を建築、その後増築し、現在に至ったものです。都市計画法上、農業用施設で非農地証明に問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第6項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は根原■■■■、畑1万9,639平方メートルほか4筆、計2万6,570平方メートルで、株式会社富士バイオテックの南に位置する農地です。平成16年12月1日、牛舎を建設し、現在乳牛300頭を飼育し、農業用施設用地として一体利用しているものです。農業経営基盤強化促進法による利用権の設定で取得したもので、農地転用許可不要、都市計画法上、農業用施設で非農地証明に問題はなく、一部農用地も含まれますが、農業用施設に用途変更することを農業政策課にて確認済みであり、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項・2項は同一申請人のため、続けて調査結果を報告します。

2月9日午後2時、申請代理人の行政書士と事務局の望月さん、深川さんの2名、農地最適化推進委員の佐野さんと私の5人にて申請地で話を聞きました。第1項の申請地については、傾斜地で耕作不向きなため、申請人が相続する以前から耕作放棄され、山林原野化し、再生不可能です。2項については、1項と農家住宅の裏側と西側で107平方メートルと細長く、線引き以前から住宅敷地と一体利用していました。また、申請者の先代が農地法の手続きが必要であることを知らなく現在に至ったとのこと。周辺の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第3項・第4項の調査結果について報告します。

2月9日午後3時、上条の現地で申請代理人の行政書士に、事務局2名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくをお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第5項について報告をいたします。

2月7日、申請人本人、申請代理人の行政書士、事務局3名、有賀推進委員、私、7名で現地を確認をいたしました。昭和42年頃、先々代が農業用倉庫として建てましたが、先代の父親が住宅を増築し、敷地の一部として現在まで一体利用し、現在に至っております。隣地との境は、南側、西側は石積みをされ、北側は見切りをつけてしっかり境界をするということです。それから、東側は道路に面しております。ほかに影響を及ぼすこともありません。申請書のとおり問題はありませので、審議のほどよろしくをお願いをいたします。

17番 植竹 繁委員

ただいま審議中の第6項について、報告します。この案件は、先ほど10号議案で出てきましたところの北側になるところで、2月3日に調査を行いました。もう10年以上の牛舎として利用しているところであります。申請どおりで問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっといいですか。

今の6項ですが、これは平成16年に、これは牛舎と思いますけれど、牛舎ですね、これ。そうすると、当時、建築確認が必要ではないかと思うんですけどね。何かその点は聞いていますか。

農地利用最適化推進委員 2番 塩川金彦委員

この申請を当時、私、設計事務所にて、自分が担当しました。それで、今言ったように土地利用は協議だけで終わりです。国の補助金か何かもらった関係でそういうふう聞いております。確認申請は、出してあります。その後、何か大雪が降って、一部破損したところとかあると聞いています。

先ほど言ったように、ここに土砂を盛ってあるのは、この敷地を最初造成したときに、余った土をそこへ盛っておいて、将来拡張するときに、増築するときにその土を再利用すると。で、また南側の要するに200メートルぐらい行ったところに、素掘りの調整池を設置してある状況であります。以上です。

事務局 大瀧主事

事務局から追加で説明させてください。

この平成16年に設置したという件に関しては、当時、利用集積計画の中で農業用施設用地と

いう形で転用の許可不要という案件でやらせていただきました。当時、おっしゃっていただいたとおり、土地利用開発行為は許可不要でなっていました、農業用施設用地ということで許可不要で、ただ、建築確認は取っております。

で、今回、拡張になるので、その追加部分が3,000平米未満なので、追加の土地利用は行わず、今回協議のみというか、今回増築する部分に関しても、最終的には建築確認を取る予定でおりますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長

分かりました。

それでは、ほかに御質疑はありますか。

〔挙手なし〕

議長

なければ、採決に移ります。

議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第12号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第13号 非農地通知の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の22ページを御覧ください。

非農地通知の審議についてということで、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第1項に該当しないものとして審議を求めるということで、こちらにつきましては、土地登記簿の地目が農地になっている土地につきまして、利用状況調査、農地パトロールによりまして、農地に該当しないと判断された農地につきまして、本日配付させていただきました資料の非農地通知一覧として審議を求めるものでございます。

本日配付しました非農地通知一覧を御覧ください。

5ページにわたってそれぞれ記載をしておりますけれども、総面積としまして11万6,433.97平方メートル、筆数としまして143筆ということであります。

この非農地通知につきましては、既に森林の様相を呈しておりまして、農地として復元することが困難な土地ということで、昨年8月から10月にかけて、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで調査を行っていただき、その調査におきまして、いわゆる赤判定された農地につきまして、事務局でもその後確認をしまして、既に周囲も山林化しているというような土地につきまして農地でないという判断をさせていただきました。なお、この農地でないという判断され、本日議決をいただいた後、農地台帳から削除するとともに、土地所有者に対しまして非農地通知書を送るとともに、法務局への登記の地目変更の変更手続をお願いすることになります。

事務局からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

これはあれだね、毎年やっていますので、今言ったように市のほうからこの土地所有者に手紙

を送って。登記の地目変更をやるのは、市が一括してやるのかな、個人ですか。

事務局 望月次長兼振興係長

登記申請は、個人になります。なお、付け加えておきたいんですけども、この一覧表につきましては非農地通知というような感じで送らせていただくんですけども、多分、皆様方調査をしていただいて、もっとほかの農地も見つけてあるじゃないかというようなこともあると思いますけれども、その土地につきましては、富士農林事務所とも協議をいたしまして、いわゆる過去に基盤整備をされていたとかの理由で、いわゆる農地として外せない農地につきましては、この非農地通知には記載してありませんので、皆様方に調査していただいた土地につきまして全て非農地通知ということで本日ここに記載をされているとは限りませんので、その辺を申し添えさせていただきます。

以上です。

議長

そういうことございまして、北山のほうも随分ありますけど、実際的にはもう非農地証明出してもいいような土地がたくさんありますけれども、いろいろな都合があるようでございます。ほかには、御質疑ありませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なければ、なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第13号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第14号 農用地の所有権移転あつせん申し出に係る買入れ協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の23ページを御覧ください。

議第14号 農用地の所有権移転あつせん申し出に係る買入れ協議について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あつせん申出書の提出があったので、当該農用地について農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入れ協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は人穴字大沼尻■■■■、畑ほか2筆、計2万3,561平方メートルで、人穴公民館の南西に位置する農地です。申請地の所有者の■■■■さんより買入れあつせんの申出がありました。

第2項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は人穴字西荻平■■■■、畑ほか4筆、計3万1,171平方メートルで、荻平公民館

の北西に位置する農地です。申請地の所有者の■■■■さんより買入れあっせんの申出がありました。

本案件は、農地中間管理機構を介し、利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されると、農業委員会から市農業政策課に対し、買入れ協議の要請をします。その後、市として買い手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れになります。買入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第14号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第15号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の24ページを御覧ください。

議第15号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年1月24日付富農第1208号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

農用地利用集積計画（案）の2ページ目の農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数3人、利用権を設定する者の数6人、利用権を設定する農用地の面積は計1万394.76平方メートルです。所有権の受ける者の数3人、所有権を移転する者の数3人、所有権が移転する農用地の面積計10万9,985平方メートルです。

1枚めぐりまして、4ページの利用集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第5項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び第2項は同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は山宮で、市立山宮保育園の北及び東に位置する農地です。山梨県南都留郡鳴沢村の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万942.76平方メートルになります。

続きまして、第3項及び第4項も同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居遺跡の北及び北東に位置する農地です。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培、5年新規になります。移転後経営面積は17万9,515平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

申請地は黒田で、特別養護老人ホーム高原荘の北に位置する農地です。山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万5,716平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

所有権移転、第1項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

申請地は山宮で、株式会社富士山ポーターリーGPセンターの北に位置する農地になります。買主は万野原新田の■■■■さんで、花木を栽培する予定です。引渡しの時期は令和4年3月14日となっております。

差し替えられております第2項及び別冊航空写真27ページを御覧ください。

申請地は根原で、あさぎりフードパークの東に位置する農地になります。買主は杉田の株式会社■■■■さんで、牧草を栽培する予定になっております。引渡しの時期は令和4年3月3日となっております。

第3項及び航空写真28ページを御覧ください。

申請地は人穴で、荻平公民館の西に位置する農地になります。先月に諮られましたあっせん申出に係る案件で、買主は静岡県農業振興公社です。引渡しの時期は令和4年3月9日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

今の、いいですか。2項の根原のお茶を牧草と言いましたが、牧草はいいと思いますけど、これ買主が杉田の法人ですね。何か因果関係があるのかな。これ牧草作って。

事務局 池田主査

こちらですが、茶の敷き草のようなものということで、牧草ということで上げさせていただいています。

議長

ああ、敷き草、じゃあカヤみたいなの。

事務局 池田主査

そうですね。

17番 植竹 繁委員

今の案件なんですけれども、ここ全体、今、このお茶屋さんが大半、90%近くを買ってもらって、元の売主が全員、今4名でこの畑へ牧草を作って、ちゃんと管理しています。だから、このところだけ残っちゃったんですよ。で、ほかをみんな、そのお茶屋さんが買ったんですけれども、一体化で利用したほうがいいんじゃないかということで、ここを買ってくれないかという

話をしたそうです。だから、今のところは畑というか牧草地として利用しています。

議長

そうすると、管理はできるわけですね。

17番 植竹 繁委員

今管理は、地域の方がやっています。

事務局 池田主査

地域の農家さんのほうで管理をしていただいています。

議長

じゃあ、牧草として管理しているの。

事務局 池田主査

そうです。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

議第16号 富士宮市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 池田主査

議案25ページを御覧ください。

議第16号 富士宮市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の変更に係る意見について

令和4年1月24日付富農第1206号で求められた、富士宮市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、別紙のとおり提出するものとする。

議案の詳細につきましては、担当のほうから説明をいたします。

議長

次に、農業政策課より基本構想について説明を求めます。

農業政策課 茅根将騎主査

基本構想のほうの説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

1月の農業委員会のとときに基本構想の事前協議ということで、皆さんのほうに意見書と資料のほうを提供させていただきまして、意見のほうを求めさせていただきました。お二人の方から意

見のほうをいただきましたもので、その点について御紹介させてください。

お一人の方につきましては、1月の農業委員会の総会でもあったんですけども、主たる従事者一人当たり500万円というところで、夫婦いけば1,000万円の農業所得がないと認定農業者のほうは認定されないかどうかというそういった御質問でした。

実際、夫婦であれば主たる従事者はお二人になるということが適当なのかなと思うんですけども、その点については、所得において必ずしもお二人で1,000万というのはなかなか難しいというところだと思いますので、認定農業者の農業経営改善計画認定申請書のところにも主たる従事者をチェックするところがあるんですけども、そちらのほうに主たる従事者はお一人ということで丸をつけていただければ、主たる従事者は一人が500万円ですので、500万円の目標の計画で達成ということで御説明させていただきました。

で、もう一人御意見をいただいた方の御意見なんですけれども、この地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標45%は高過ぎるんじゃないかという御指摘でした。

その方にも御説明をさせていただいたんですけども、今実態として令和2年度の集積率が、富士宮市は31%です。こちらはあくまでも目標というところで、現行が42%となっております。県から今後同意をするに当たって富士宮市としても少なからず上げていかなくてはいけないよというところで、どのような形でこの45%、目標を達成させてもらうかと申し上げますと、今後農地の集積・集約化や、あと開拓地区における法人化が進むという想定でございまして、また、人・農地プランの実質化というのを今行っているんですけども、こちらで新たな担い手が、本案発掘されるということも想定した上で、一経営体当たりの平均面積が増え、その他、担い手の人数も増える想定ということで、こちらの45%という数字を算出させていただきました。

以上、お二人の方から意見いただいたものについて御紹介させていただきました。

あと、すみません、私のほうでちょっと御承知おきいただきたいところがありまして、今、本日農業委員会で可決された場合、県にこれから同意を求める形になるんですけども、その点においてちょっとまた軽微な修正があるかもしれませんということで、それだけちょっと御承知おきいただければと思います。

担当からは説明は以上となります。

議長

御苦労さまでした。

これにつきまして、何か御質疑ありませんか。ある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

じゃあ、よろしいですね。それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、次に、採決に移ります。

議第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

それでは議第16号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況(令和4年1月12日から令和4年2月9日)について説明します。
本日配付しました農地改良届出書の受理状況及び2枚目の航空写真を御覧ください。

第1項、万野原新田■■■■、畑1、563平方メートルの内、440平方メートル、こちらは市街化区域内の農地となります。現在、申請者を含め、仲間と複数人で全体1,563平方メートルで、ソバや野菜の栽培をしています。しかし、道路側が路面より40センチほど低いため、かさ上げをしたく、土を200立方メートルほど搬入し、表土を現在の土で覆う計画であります。工事期間は、令和4年2月7日から令和4年2月28日までの予定です。令和4年1月31日、農地改良届出書が提出され、受理書を2月4日に交付しました。土を搬入する敷地面積、土の量から、管理課への届出は必要ありませんが、管理課のほうには情報共有をしており、問題が生じた場合には連携して対応する予定であります。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、3月18日の3時からですね。

事務局 望月次長兼振興係長

3月18日の、時間は同じ1時からやります。

議長

1時からだそうです。

以上をもちまして、令和4年2月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時17分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
8 番

会議録署名人
9 番